

平成30年度由布市業務継続計画策定業務委託 特記仕様書

1. 総則

(1) 適用

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書および本特記仕様書によるものとする。

(2) 履行期限

本業務の履行期限は、平成30年12月7日までとする。

2. 業務の目的

本業務は、大規模災害が発生し、行政の人的・物的資源が制約を受ける状況にあつて、本市の非常時優先業務（停止できない通常業務及び災害対応策業務）を確実に実施するために必要な方針や方法を記載した「業務継続計画」（以下、「BCP」という。）を策定することを目的とする。策定にあたっては、平成29年度に実施した「由布市地域防災計画」の見直し内容を踏まえて検討するものとする。

3. 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画・準備

本業務の円滑な進行のため、業務内容を十分把握し、本市が抱える課題に対応する作業項目を整理した実施計画書を作成し、それに基づいて市と協議し、了解を得て、作業実施の体制を整える。

また、本業務にあたり、必要となる基礎資料（大分県地震津波被害想定調査報告書、由布市地域防災計画をはじめとする本市の各種情報等）を収集し、整理を行う。

(2) 計画策定方針の作成

① BCPで想定する災害の検討

過去の災害履歴や被害想定等の調査結果から、本市のBCPが必要となる災害を想定する。

② BCP基本方針及び非常時優先業務の選定基準

想定する災害や熊本地震で得られた教訓や課題、BCPが対象とする災害発生後の期間等を踏まえ、BCPの基本方針および非常時優先業務の選定基準（着手優先度の基準）を検討する。

(3) 非常時優先業務の選定

① 業務の洗い出し

市の各部署が平常時に行っている業務（通常業務）及び、地域防災計画に記載された災害対応業務（応急対策業務及び復旧・復興業務）を洗い出し、部署別に

取りまとめた上で、それらの業務から非常時優先業務を選定し、その実施に必要な業務資源を整理する。そのために、以下を行う。

ア 地域防災計画の中から、災害対応業務（応急対策業務及び復旧・復興業務）を抽出する。

イ 市の各部署に、平常時に行っている業務（通常業務）のリスト提出を要請する。

ウ 非常時優先業務を抽出するための調査シート（ア、イが所管部署別に記載されたもの）を作成する。

エ 市の各部署に対する調査シートを作成配布し、各職員に次の事項について検討を要請する。

- ・各業務の停止による市民への影響等を勘案した、着手の優先順位。
- ・各業務に必要な資源と災害時の制約、市民ニーズを勘案した、業務開始の目標時間
- ・不足する業務資源を確保するための戦略と対策等

② 職員参集状況の予測

地震および風水害が休日・夜間等、市職員の勤務時間外に発生した場合、徒歩又は自転車等による緊急参集の状況が、初動期の非常時優先業務の実施能力を計る重要な要素となることから、職員アンケートを実施した上で、居住地や交通機関の運行状況を勘案して、時系列的に参集状況を推計する。

③ 非常時優先業務の選定

（3）①の結果を、非常時優先業務の選定基準に照らし合わせ、非常時優先業務を絞り込む。

その際、②職員参集状況の予測結果を踏まえて、非常時優先業務としての必要性を吟味する。

④ 関係部署等との調整

全体の最適化を図るため、発注者と連携して各部署とヒアリングを行い、関係部署と調整し、優先業務の絞り込み及び決定を行うものとする。ヒアリングに必要な資料作成等の支援を行うものとする。

⑤ 業務開始目標時間の整理

非常時優先業務の選定基準に合わせて、非常時優先業務の業務開始目標時間を設定する。

その際、②職員参集状況の予測結果との関係を考慮し、開始時間が適切かどうかを吟味する。

（4）非常時優先業務に必要な業務資源の課題

「非常時優先業務」を「業務開始目標時間」内に実施するために、最低限必要な業務資源（人、施設、設備、通信、ライフライン等）を確認し、現状の課題（業

務資源を時間内に確保できるのか、もし現状できない場合の原因は何か等)を整理する。

(5) 業務資源確保の対策

上記(4)で抽出された課題(非常時優先業務を実施する上でのボトルネック(障害))を解決するための対応策を検討する。

(6) 発災初動期の対策

発災初動期は、非常時優先業務の必要人員に対し、参集職員数が特に不足すると考えられることから、災害対策本部における混乱を避けるため、推定された参集職員数の範囲で対応すべき、最優先の業務を絞り込む。

(7) B C P 推進 (B C M)

非常時優先業務の実施に伴う現状の課題の解消、その対応策の実施には、B C P 記載内容の実効性を検証し、業務資源の強化や、訓練の実施を継続的に管理するしくみが不可欠である。

このしくみ(B C M)について検討する。

(8) 業務継続計画のとりまとめ

上記(1)～(7)の検討結果を反映する形で、由布市業務継続計画を修正する。

(9) 業務報告書作成

本業務の実施結果を「業務報告書」としてとりまとめる。

(10) 打合せ協議

本業務に関する打合せ協議は、「業務着手時」、「成果品納入時」のほか、中間報告を含めて計5回程度、市役所にて行うものとする。

4. 成果品

本業務の成果品として納入するものは以下のとおりである。

- ① 業務報告書(チューブファイル綴じ) 3部
- ② 電子データ 一式

以上